

消費者委員会  
成年年齢引き下げ対応検討ワーキング・グループ 資料

## 文部科学省における消費者教育の取組

平成28年11月22日  
文部科学省

# 小・中・高等学校における実施状況

○学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者関係教育に関する内容を指導。

## 学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(小学校)

※下線部分は学習指導要領の改訂において充実を図った部分

### ① 小学校<文部科学省平成20年3月告示> (平成23年度から実施)

(社会科)

- ・ 地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う

(家庭科)

- ・ 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること
- ・ 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること

(特別の教科 道徳) ※平成27年3月告示(平成30年度から実施)

- ・ 節度を守り節制に心掛けること
- ・ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

# 学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(中学校)

※下線部分は学習指導要領の改訂において充実を図った部分

## ② 中学校<文部科学省平成20年3月告示> (平成24年度から実施)

### (社会科(公民))

- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義
- ・ 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
- ・ 金融などの仕組みや働き  
(→家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融 等)
- ・ 消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

### (技術・家庭科)

- ・ 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること  
(→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度 等)
- ・ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
- ・ 環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

### (特別の教科 道徳) ※平成27年3月告示(平成31年度から実施)

- ・ 節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
- ・ 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

# 学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(高等学校)

※下線部分は学習指導要領の改訂において充実を図った部分

## ③ 高等学校<文部科学省平成21年3月告示> (平成25年度入学生から実施)

### (公民科)

- ・ 法や規範の意義及び役割
- ・ 消費者に関する問題  
(→ 消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故 等)
- ・ 金融制度や資金の流れ、金融環境の変化  
(→ 金融市場の意義や役割、金融商品の多様化 等)

### (家庭科)

- ・ 消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任  
(→ 消費構造の変化、消費行動の多様化 等)
- ・ 消費生活と生涯を見通した経済の計画  
(→ 貯蓄や保険などの資金計画 等)
- ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題  
(→ クレジットカードの適切な利用、多重債務問題 等)
- ・ 消費者問題や消費者の自立と支援
- ・ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立  
(→ 自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できる  
ライフスタイルの実践)

P 5 ～ P 2 0 については、実際の教科書の抜粋のため、  
非公開とします。

# 実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究

(平成29年度概算要求額:43,532千円の内数)

- 教育基本法及び学校教育法の改正を踏まえ、学習指導要領において社会参画に関する学習内容を充実
- 我が国の中・高校生は諸外国に比べ、社会や政治問題に参加すべきだという意識が低いとの調査結果
- 学んだことを自らの問題として考え、具体的に実践する力を育成する指導が不足しているとの指摘

## 類型Ⅰ

※小・中学校を対象

### 地域の抱える具体的な課題の解決に取り組む学習活動

(学習活動の例)

- ・フィールドワークを通じて、市街地の活性化、多文化共生環境、などの地域の課題について調べ、地域イベントの企画・運営、清掃活動を行う
- ・子供・子育て支援の現状について調べたり、子育て支援施設や公園等でのフィールドワークを行い、子供向けに劇や造形遊びを行う
- ・身近な地域の調査や歴史を学び、地域の観光資源としての魅力を整理し、発信するなど

## 類型Ⅱ

※高等学校を対象

### 社会を構成する自立した主体となるために必要となる知識をもとにした探究的な学習活動

(自立した主体となるために必要となる知識の例)

- ア 政治的主体となること  
政治参加、世論の形成、国際貢献 等
- イ 法的主体となること  
財政と税、社会保障、労働問題(労働関係法制を含む) 等
- ウ 経済的主体となること  
金融の働き、消費生活、職業選択 等
- エ 様々な情報を発信・受信する知的主体となること  
情報リテラシー、メディア 等

保護者、地域住民、行政機関(選挙管理委員会、税務署等)、地域企業や  
各種の専門性を有する学校外部の人材(弁護士、税理士、社会保険労務士、消費生活相談員等)等と連携

持続可能な社会の形成に参画する態度の育成を目指す課題解決型学習プログラムの開発

主権者として必要な資質・<sup>21</sup>能力を育む教育の推進

# 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 諮問 (平成26年11月) の概要

## 趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力**が必要。

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「**どのように学ぶか**」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

## 審議事項の柱

### 1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等

### 2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

○グローバル社会において求められる英語教育の在り方（小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化）

○国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方

- ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
- ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
- ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
- ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
- ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等

など

### 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

⇒平成28年度中を目途に答申、2020年（平成32年）から順次実施予定

学びに向かう力  
人間性等

どのように社会・世界と関わり、  
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を  
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか  
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる  
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

## 「育成を目指す資質・能力」 関連記載（本文38～40頁）

（変化の中に生きる社会的存在として）

- 前述の通り、社会が成熟社会に移行していく中で、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、複雑で変化の激しい社会の中で、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の科でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力がますます重要となる。平和で民主的な国家及び社会の在り方に責任を有する有権者として、また、多様な個性・能力を生かして活躍する自立した人間として、適切な判断・意思決定や公正な世論の形成、政治参加や社会参画、一層多様性が高まる社会における自立と共生に向けた行動をとっていくことが求められる。
- こうした観点から、主権者として求められる力（注）や、安全・安心な生活や社会づくりに必要な資質・能力を、各学校段階を通じて体系的に学んでいくことの重要性は高まっていると考えられる。

（注）生産や消費などの経済的主体や、司法参加などの法的主体、政治参加などの政治的主体等として求められる力を含む

（現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力と教育課程）

- このように、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力としては、以下のようなものが考えられる。

・主権者として求められる力（前後省略）

- これらが教科横断的なテーマであることを踏まえ、それを通じてどのような力の育成を目指すのかを資質・能力の三つの柱に沿って明確にし、関係教科等や教育課程全体とのつながりの整理を行い、その育成を図っていくことができるようにすることが求められる。各学校においては、子どもの姿や地域の実情を捉え、学校教育目標に照らした重点化を図りながら体系的に育成していくことが重要である。

## 「各教科・科目等の内容の見直し」 関連記載（本文129～132頁）

### （2）社会、地理歴史、公民

- 共通必修科目である「公共（仮称）」については、① ii）で示した資質・能力を踏まえつつ、次の三つの大項目で構成する。（中略）

第二には、小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、第一で身に付けた資質・能力を活用して現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだすとともに、話し合いなども行い考察、構想する学習を行うことが適当である。

その際、例えば、政治参加、職業選択、裁判制度と司法参加、情報モラルといった各主体ならではの題材を取り上げるとともに、指導のねらいを明確にした上で、各主体の相互の有機的な関連が求められる、例えば、財政と税、消費者の権利や責任、多様な契約などの題材を取り扱うことが適当である。（中略）

- 社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想する力を養うためには、現行学習指導要領において充実された伝統・文化等に関する様々な理解を引き続き深めつつ、将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。具体的には、日本と世界の生活・文化の多様性の理解や、地球規模の諸課題や地域的な諸課題の解決について、例えば、我が国の固有の領土について地理的な側面や国際的な関係に着目して考えるなど、時間的・空間的な多様な視点から考察する力を身に付けるなどのグローバル化への対応、持続可能な社会の形成、情報化等による産業構造の変化やその中での起業、防災・安全や国土、主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の18歳への引き下げに伴い財政や税、社会保障、雇用、労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加、少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。

## 「各教科・科目等の内容の見直し」 関連記載（本文230、231頁）

### （10）家庭、技術・家庭

#### （小学校 家庭科）

- …また、消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する内容を充実するとともに、他の内容との関連を図り、実践的な学習活動を一層充実する。さらに、主として衣食住の生活において、日本の生活文化の大切さに気付く学習活動を充実する。

#### （中学校 技術・家庭科 家庭分野）

- …また、金銭の管理に関する内容や、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容を充実するとともに、他の内容との関連を図り、実践的な学習活動を一層充実する。

#### （高等学校 家庭科）

- 高等学校家庭科の教育内容については、…生涯の生活を設計するための意思決定や消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定…に関する学習活動を充実する。また、これらの学習により身に付けた知識・技能を活用して、「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実する。
- これらのことを踏まえ、「家庭基礎（仮称）」では、…自立した生活者として必要な衣食住の生活や生活における経済の計画等などの実践力の定着を図るための学習活動を充実する。
- 「家庭総合（仮称）」では、…生活を総合的にマネジメントできるように、健康や安全等を考慮するとともに生活の価値や質を高める豊かな衣食住の生活を創造するための実践力を身に付けるための学習活動を充実する。

# 高等学校学習指導要領における「公共（仮称）」の改訂の方向性

## 新必修科目「公共（仮称）」

### 資質・能力

- 現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論の理解、及び諸資料から、倫理的、政治的、経済的、法的、様々な情報の発信・受信主体等となるために必要な情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能
- 選択・判断するための手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現代の社会的事象や現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に協働的に考察し、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして論拠を基に議論する力
- 現代社会に生きる人間としての自覚、我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に積極的な役割を果たそうとする自覚 など

## (1)「公共」の扉

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成

⇒ 自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということを学ぶとともに、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解し、(2)、(3)の学習の基盤を養う。

### ア 公共的な空間を作る私たち

⇒ 今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえ、①「様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること」、②「自立した主体とは何か」を問い、自らを成長させることや、対話を通じてお互いを理解し高め合うこと」の両者によって公共的な空間を作り出していくことについて学ぶ。

### イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

⇒ 社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として、行為の善さを個人が判断するための手掛かりとなる、①「その行為の結果である、個人や社会全体の幸福を重視する考え方」と②「その行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」について理解させる。その際、行為の結果について、多面的・多角的に考えていくことが重要であることなどの留意点についても指導する。

### ウ 公共的な空間における基本的原理

⇒ 個人と社会との関わりにおいて、個人の尊重を前提に、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保をともに図ることなどの公共的な空間における基本的原理について理解させる。その際、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務、相互承認などを取り上げる。

倫理的主体となる私たち

## (2)自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために

⇒ 小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、(1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用して現実社会の諸課題を自ら見出し、考察、構想するとともに、協働の必要な理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、公共的な空間を支える様々な制度の改善を通じてよりよい社会を築く自立した主体として生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力及び態度を養い、(3)の学習が効果的に行われるよう課題意識の醸成に努めるようにする。

### ア 政治的主体となる私たち

<題材の例>

政治参加、世論の形成、地方自治、国家主権（領土を含む）、国際貢献…

財政と税、社会保障、市場経済の機能と限界、雇用、労働問題（労働関係法制を含む）…

職業選択、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり…

多様な契約、メディア、情報リテラシー、男女共同参画…

（ア～エのうち二つ、あるいは三つが複合的に関連し合う題材を取り扱うことが考えられる）

裁判制度と司法参加…

消費者の権利と責任、契約…

情報モラル…

### ウ 法的主体となる私たち

### イ 経済的主体となる私たち

### エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち

※ 様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティ

⇒ 世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

## (3)持続可能な社会づくりの主体となるために

⇒ (1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用するとともに、(2)で行った課題追究的な学習で扱った現実社会の諸課題への関心を一層高め、個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し、合意形成や社会参画を視野に入れながら持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

### ア 地域の創造への主体的参画

### イ よりよい国家・社会の構築への主体的参画

### ウ 国際社会への主体的参画

<題材の例> 公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力… などについて探究

家族・家庭、生涯の生活の設計や消費生活等に関する個人を起点とした自立した主体となる力を育む家庭科、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う総合的な探究の時間（仮称）などと連携

考えられる  
学習活動の例

討論、ディベート、模擬選挙、模擬投票、模擬裁判、インターンシップの事前・事後の学習 など

関係する  
専門家・機関

選挙管理委員会、消費者センター、弁護士、NPO など

※ 「公共（仮称）」においては、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の観点から、特別活動などと連携し、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められる。  
※ 取り上げる事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示することなどが求められる。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げるような留意すること。また、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意すること。